証券コード　3563
2024年12月5日
（電子提供措置の開始日2024年12月3日）

株　主　各　位

大阪府吹田市江坂町一丁目22番２号
株式会社FOOD ＆ LIFE COMPANIES
代表取締役　　水　留　浩　一

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第10期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.food-and-life.co.jp/
当社ウェブサイトにアクセスして、「IRニュース（View more）」、「第10期定時株主総会招集ご通知」の順に選択してご覧ください。
なお、2024年12月27日以降につきましては、当社ウェブサイトにアクセスして、「ニュース」、「IRニュース」、「第10期定時株主総会招集ご通知」の順に選択してご覧ください。
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
※東証ウェブサイトでは、銘柄名（会社名）又は証券コード（3563）を入力・検索し「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年12月25日（水曜日）午後５時までに議決権を行使いただきたくお願いいたします。

なお、株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようインターネットライブ中継を行いますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。株主様からのご質問につきましては、後記のとおり事前に受け付けたうえで、多くお寄せいただいたご質問については株主総会当日に回答させていただき、後日その内容を当社ウェブサイトに掲載いたします。

株主総会にご出席の株主様へお配りするお土産は取り止めとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

❶日　　時	2024年12月26日（木曜日）午前10時　（受付開始時刻　午前９時）
❷場　　所	大阪市北区中之島五丁目3番51号 大阪国際会議場（グランキューブ大阪）10階 ※昨年とは会場が異なりますのでご注意ください。
❸目　的　事　項	報告事項　１．第10期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第10期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）計算書類報告の件 決議事項　**第１号議案** 剰余金の配当の件 **第２号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件 **第３号議案** 監査等委員である取締役３名選任の件
❹議決権行使等についてのご案内	３頁から４頁までに記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以上

書面交付請求された株主様へは、法令および当社定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下のいずれかの方法により行使いただくことができます。

郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2024年12月25日（水曜日）午後５時到着分まで**

※各議案につきまして、賛否の表示がない場合は、“賛”の表示があったものとしてお取扱いいたします。

【第１号議案】
■賛成の場合　➡　“賛”を○で囲んでください。
■否認する場合　➡　“否”を○で囲んでください。

【第２号議案、第３号議案】
■全ての候補者に賛成の場合　➡　“賛”を○で囲んでください。
■全ての候補者を否認する場合　➡　“否”を○で囲んでください。
■一部の候補者を否認する場合　➡　“賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

インターネット等で議決権を行使される場合

（１）パソコンをご利用の方

議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

（２）スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度 QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

行使期限 **2024年12月25日（水曜日）午後５時まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
② 「パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）」は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時には新たに発行いたします。
③ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使の際の注意点

① インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
② インターネット等によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
③ インターネット等による議決権行使は、2024年12月25日（水曜日）の午後５時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点等がございましたら下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
② 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
　　三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用フリーダイヤル
　　［電話］0120（652）031（受付時間 9:00～21:00）
（2）その他のご照会は、お取引の証券会社等あてにお問い合わせください。

インターネットライブ中継及び事前質問受付のご案内

株主総会の様子をご自宅等からご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ中継を行います。なお、ライブ中継上での決議へのご参加はできませんので、事前に議決権行使をお願いします。詳細は３頁から４頁までに記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

また、当社第10期定時株主総会に関する報告事項及び決議事項につきまして、株主様から、事前のご質問、ご意見をお受けいたします。なお、ご質問、ご意見は、お１人様につき２つまでとさせていただきます。多くお寄せいただいたご質問、ご意見を中心に、後日、当社ウェブサイトでご紹介させていただく予定です。

当社ライブ中継及び事前質問受付サイト
https://3563.ksoukai.jp

ログイン方法　ID：株主番号、パスワード：郵便番号を入力のうえご参加ください。
（2024年９月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された情報をご用意ください。）

ライブ中継公開日時：2024年12月26日（木）午前９時30分から株主総会終了時まで
事前質問受付期間：2024年12月6日（金）午前９時から12月13日（金）午後６時まで

＜ライブ中継に関するお問い合わせ先＞
0120（146）789（フリーダイヤル）
受付時間：９：00～株主総会終了時まで（株主総会当日のみ）

①ご使用のパソコン環境やインターネット接続環境の状況等によりご視聴いただけない場合があります。
②ご視聴いただくための通信料金等は株主様のご負担となります。
③ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないよういたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承賜りますようお願い申し上げます。

株主総会決議事項の概要について

本定時株主総会における決議事項(議案)の概要は、以下のとおりであります。

第１号議案　剰余金の配当の件

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき　**30.0円**（内記念配当2.5円） 配当総額　**3,393,702,600円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年12月27日（金曜日）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	属性
1	水留浩一	代表取締役	再任
2	山本雅啓	社長執行役員 CEO	新任
3	近藤章	取締役	再任　社外
4	三宅峰三郎	取締役	再任　社外　独立
5	蟹瀬令子	取締役	再任　社外　独立

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	属性
1	高月禎一		新任　社外　独立
2	平真美	取締役（監査等委員）	再任　社外　独立
3	大村恵実	取締役（監査等委員）	再任　社外　独立

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、普通配当を5円増配し27.5円、そして子会社の株式会社あきんどスシローが40周年を迎えたことを記念した記念配当2.5円を加え、一株あたり30円とさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき　**30.0円** 配当総額　**3,393,702,600円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年12月27日（金曜日）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績並びにこれまでの経歴等を評価し、当社の取締役として適任と判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	属性
1	水留浩一	代表取締役	再任
2	山本雅啓	社長執行役員 CEO	新任
3	近藤章	取締役	再任　社外
4	三宅峰三郎	取締役	再任　社外　独立
5	蟹瀬令子	取締役	再任　社外　独立

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	水留浩一（みずとめ こういち） （1968年1月26日生） 再任	1991年４月　株式会社電通入社 1996年２月　アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 2000年４月　株式会社ローランド・ベルガー（日本法人）入社 2005年１月　同社代表取締役 2009年10月　株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経済活性化支援機構）常務取締役 2010年12月　日本航空株式会社取締役副社長 2013年６月　株式会社ワールド取締役専務執行役員 2015年２月　株式会社あきんどスシロー代表取締役社長 2015年３月　当社代表取締役社長 2019年10月　株式会社あきんどスシロー取締役会長 2022年５月　株式会社アダストリア社外取締役（現任） 2024年10月　当社代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） FOOD & LIFE COMPANIES USA,Corp.Director Sushiro Korea, Inc.理事 Sushiro Taiwan Co., Ltd.董事 Sushiro GH Singapore Pte. Ltd.Director FOOD & LIFE COMPANIES HONG KONG LIMITED 董事 Sushiro GH (Thailand) Ltd.Director PT INDONESIA SUSHIRO RESTAURANTS Director Sushiro Malaysia Sdn. Bhd, Director 寿司郎（中国）投資有限公司董事 広州寿司郎餐飲有限公司董事 深圳寿司郎餐飲有限公司董事 成都寿司郎餐飲有限公司董事 北京寿司郎餐飲有限公司董事 株式会社アダストリア社外取締役	121,644株
	取締役候補者とした理由	2015年の当社取締役就任以来、グローバルコンサルティングファームにおいて幅広い投資事業に携わることにより培われた豊富な知識、経験や高い見識を活かして、当社の代表取締役として当社グループの国内外事業の発展に尽力していると判断し、引き続き、取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	山本雅啓（やまもとまさひろ） (1977年9月28日生) 新任	2000年４月　株式会社アサツーディ・ケイ（現株式会社ADKホールディングス）　入社 2009年１月　株式会社電通　入社 2014年９月　Dentsu media(現dentsu X)台湾 董事執行副総経理Executive Vice President 2014年９月　台湾電通 董事 2014年９月　電通國華 董事 2014年９月　電通新極限 董事 2016年４月　Dentsu media(現dentsu X)台湾 副董事長Vice Chairman & Co-President 2020年９月　株式会社電通　グローバルビジネスセンターChief Director 2021年３月　株式会社電通国際情報サービス(現電通総研)　Xイノベーション本部　本部長補佐 2023年１月　株式会社電通グループ　統合オフィスDirector 2023年６月　当社専務執行役員 社長補佐 2023年10月　当社副社長執行役員 国内事業COO 2024年10月　当社社長執行役員CEO（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社あきんどスシロー代表取締役会長 株式会社京樽代表取締役会長 株式会社FOOD&LIFE INNOVATIONS代表取締役会長 FOOD & LIFE COMPANIES USA,Corp.Director Sushiro Korea, Inc.理事 Sushiro Taiwan Co., Ltd.董事 Sushiro GH Singapore Pte. Ltd.Director FOOD & LIFE COMPANIES HONG KONG LIMITED董事 Sushiro GH (Thailand) Ltd.Director PT INDONESIA SUSHIRO RESTAURANTS Director Sushiro Malaysia Sdn. Bhd, Director 寿司郎（中国）投資有限公司董事 広州寿司郎餐飲有限公司董事 深圳寿司郎餐飲有限公司董事 成都寿司郎餐飲有限公司董事 北京寿司郎餐飲有限公司董事	0株
	取締役候補者とした理由	当社指名報酬員会の答申を受け、2023年6月1日付にて執行役員に選任され、現在はCEOを務めております。広告業界において、幅広く業務に携わることにより培われた豊富な知識、経験及び高い見識を活かし、当社入社後、副社長執行役員や国内事業COOの職務の他、広告宣伝・店舗開発・カスタマーサポート室等の部門を管掌し、当社の経営に貢献しております。その実績を当社グループの経営に活かすべく、新たに取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	近藤（こんどう） 章（あきら） (1945年2月2日生) 再任　社外	1967年4月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1997年6月　同行常務取締役 1999年4月　大和証券SBキャピタル・マーケッツ株式会社代表取締役副社長 2000年5月　ソニー株式会社執行役員専務 2004年7月　AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社副会長 2009年6月　富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社）取締役兼代表執行役社長兼CEO 2010年6月　同社取締役兼代表執行役会長兼CEO 2011年10月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社（現AIGジャパン・ホールディングス株式会社）副会長 2012年4月　株式会社国際協力銀行社外取締役 2014年6月　カルビー株式会社社外監査役 2016年6月　株式会社国際協力銀行代表取締役総裁 2018年11月　アルゴ・ホールディングス株式会社社外取締役 2018年11月　株式会社ディーカレット社外取締役 2018年12月　当社社外取締役（現任） 2019年7月　株式会社Right Now取締役 2020年6月　Power One株式会社監査役 2020年6月　株式会社Glocalist社外取締役 2020年9月　株式会社ボナックExecutive Advisor 2021年10月　IAパートナーズ株式会社エグゼクティブ・アドバイザー（現任） 2021年10月　アルゴ・ホールディングス株式会社顧問 2023年2月　日本投資株式会社取締役（現任） 2023年2月　Global IR,Inc. Exective Advisor(現任) (重要な兼職の状況) 日本投資株式会社取締役 IAパートナーズ株式会社エグゼクティブ・アドバイザー Global IR,Inc. Exective Advisor	2,500株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	長年にわたる複数の金融会社及び事業会社における経営者としての豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き、社外取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
4	三宅 峰三郎（みやけ みねさぶろう） （1952年７月22日生） 再任　社外 独立役員	1976年４月　キユーピー株式会社入社 2003年２月　同社取締役 2010年２月　同社常務取締役 2011年２月　同社代表取締役社長 2011年２月　株式会社中島董商店取締役 2017年２月　キユーピー株式会社相談役 2017年２月　株式会社中島董商店取締役会長 2017年４月　公益財団法人キユーピーみらいたまご財団理事長 2017年12月　富士製薬工業株式会社社外取締役（現任） 2018年６月　亀田製菓株式会社社外取締役（現任） 2018年６月　株式会社オートバックスセブン社外取締役 2019年６月　同社社外取締役（監査等委員） 2019年６月　内閣府休眠預金等活用審議会専門委員主査 2020年12月　当社社外取締役（現任） 2021年10月　内閣府休眠預金等活用審議会専門委員 2023年６月　株式会社オートバックスセブン社外取締役 （重要な兼職の状況） 富士製薬工業株式会社社外取締役 亀田製菓株式会社社外取締役	0株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	長年にわたる経営者としての経営実績と高い見識を有しており、また、経営の専門家としての経験・見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き、社外取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
5	蟹瀬令子（かにせれいこ） （1951年7月14日生） 再任　社外 独立役員	1975年４月　株式会社博報堂入社 1993年２月　株式会社ケイ・アソシエイツ代表取締役（現任） 1999年６月　株式会社イオンフォレスト（ザ・ボディショップジャパン）代表取締役社長 2001年１月　日本小売業協会生活者委員会委員（現任） 2001年５月　一般社団法人日本ショッピングセンター協会理事 2004年５月　同協会情報委員会委員長 2007年２月　レナ・ジャポン・インスティチュート株式会社代表取締役（現任） 2010年10月　昭和女子大学客員教授 2015年６月　東急株式会社社外取締役（現任） 2015年９月　内閣府消費者委員会委員 2020年12月　当社社外取締役（現任） 2021年６月　株式会社キタムラ・ホールディングス社外取締役（現任） 2022年９月　株式会社And Doホールディングス社外取締役（現任） 2023年５月　一般社団法人日本ショッピングセンター協会顧問（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ケイ・アソシエイツ代表取締役 レナ・ジャポン・インスティチュート株式会社代表取締役 東急株式会社社外取締役 株式会社キタムラ・ホールディングス社外取締役 株式会社And Doホールディングス社外取締役	0株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	長年にわたる経営者としての経営実績と、リテール事業及びマーケティングに関する豊富な経験及び幅広い見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き、社外取締役候補者としました。	

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．近藤章氏、三宅峰三郎氏及び蟹瀬令子氏は、社外取締役候補者であります。
３．近藤章氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、６年となります。
４．三宅峰三郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、４年となります。
５．蟹瀬令子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、４年となります。
６．当社は、近藤章氏、三宅峰三郎氏及び蟹瀬令子氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合、三宅峰三郎氏及び蟹瀬令子氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
７．当社は、近藤章氏、三宅峰三郎氏及び蟹瀬令子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
８．当社は、保険会社との間で全ての取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。なお、各候補者の選任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。また、本議案について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	属性
1	高月禎一		新任　社外　独立
2	平　真美	取締役（監査等委員）	再任　社外　独立
3	大村恵実	取締役（監査等委員）	再任　社外　独立

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	高月禎一（たかつきていいち） （1960年8月2日生） 新任　社外 独立役員	1983年４月　株式会社ワールド入社 1991年３月　WORLD ITALY S.P.A 代表取締役社長 2007年６月　株式会社ワールド　執行役員事業管理部長 2008年４月　同社執行役員会計統括部長 2012年10月　同社執行役員事業支援本部長 2015年６月　同社取締役監査等委員 2024年５月　株式会社しまむら社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社しまむら社外監査役	600株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	BtoCビジネス及び多店舗展開する企業の経営に関する幅広い知見と、経理・会計に関する豊富な業務経験を有しており、また長きにわたり監査等委員を務め、監査実務にも精通していることから、新たに監査等委員である社外取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	平真美（たいら まみ） （1962年2月20日生） 再任　社外 独立役員	1987年10月　サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1990年10月　早川善雄税理士事務所入所 1991年9月　公認会計士登録 1992年4月　税理士登録 2002年10月　税理士法人早川・平会計パートナー（現任） 2011年5月　イオンモール株式会社社外監査役 2014年5月　同社社外取締役 2014年6月　スズデン株式会社社外監査役 2016年3月　井関農機株式会社社外監査役（現任） 2016年6月　スズデン株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年12月　当社取締役（監査等委員）（現任） 2024年6月　昭和産業株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人早川・平会計パートナー 井関農機株式会社社外監査役 スズデン株式会社社外取締役（監査等委員） 昭和産業株式会社社外取締役	0株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に精通しているため、その高い見識を当社の監査等に活かしていただきたく、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	大村恵実（おおむらえみ） （1976年９月２日生） 再任　社外 独立役員	2002年10月　弁護士登録（東京弁護士会所属） 2007年３月　ニューヨーク州弁護士登録 2008年７月　アテナ法律事務所パートナー 2010年９月　国際労働機関（ILO）国際労働基準局（ジュネーブ本部）アソシエイト・エキスパート 2014年１月　日本弁護士連合会国際室室長 2014年９月　株式会社デジタルガレージ社外取締役 2019年６月　神谷町法律事務所カウンセル 2021年４月　CLS日比谷東京法律事務所カウンセル 2021年11月　バリュエンスホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年１月　CLS日比谷東京法律事務所パートナー（現任） 2022年12月　当社取締役（監査等委員）（現任） 2024年５月　J.フロントリテイリング株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） バリュエンスホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） J.フロントリテイリング株式会社社外取締役 CLS日比谷東京法律事務所パートナー	0株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社の監査等に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．高月禎一氏、平真美氏及び大村恵実氏は、社外取締役候補者であります。
３．平真美氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、４年となります。
４．大村恵実氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、２年となります。
５．当社は、平真美氏及び大村恵実氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、高月禎一氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
６．当社は、平真美氏及び大村恵実氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、高月禎一氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
８．当社は、保険会社との間で全ての取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。なお、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(参考)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び監査等委員である取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

取締役会は、当社が必要とする豊富な知識、深い知見、高度な専門性を有する人材で構成することを方針としております。

本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることとなります。

地位	氏名	社外	企業経営	財務・会計	マーケティング・営業	グローバル	リスクマネジメント・法務	サスティナビリティ・ESG
取締役	水留浩一		○		○	○	○	
	山本雅啓		○		○	○	○	
	近藤章	○	○	○		○		
	三宅峰三郎*	○	○		○		○	○
	蟹瀬令子*	○	○		○	○		○
取締役（監査等委員）	高月禎一*	○		○		○	○	
	平真美*	○		○			○	○
	大村恵実*	○				○	○	○

企業経営経験のほか、各人の有する専門性と経験のうち主なもの最大３つに○印をつけています。
独立役員については、名前の横に＊印をつけています。

以上

事　業　報　告

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

１．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安の進行に伴うインバウンド需要の増加等により経済活動の緩やかな回復が見られました。一方で、世界的な政情不安や想定以上の円安の長期化に伴う物価上昇により、先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましても、原材料価格やエネルギー価格等の高騰に加え、慢性的な人手不足等により引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、「変えよう、毎日の美味しさを。広めよう、世界に喜びを。」をVISIONとして、日々の食を美味しくすることで、お客様の生活や人生までゆたかにしたいという願いに向けて、商品開発、店内調理、安心・安全の取り組み及びサービスの向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益361,129百万円（前連結会計年度比19.7％増）、営業利益23,384百万円（前連結会計年度比112.6％増）、税引前利益21,653百万円（前連結会計年度比119.5％増）、親会社の所有者に帰属する当期利益14,633百万円（前連結会計年度比81.9％増）となり、売上利益共に、連結会計年度として過去最高を更新いたしました。

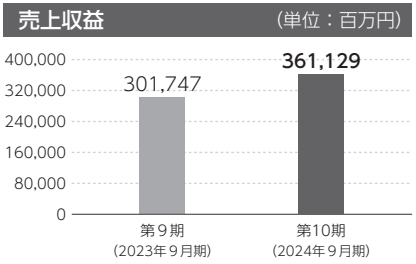

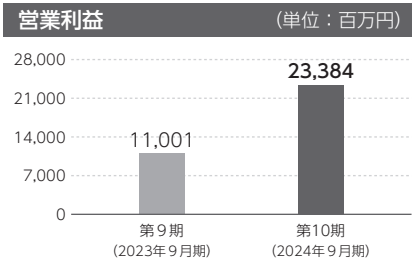

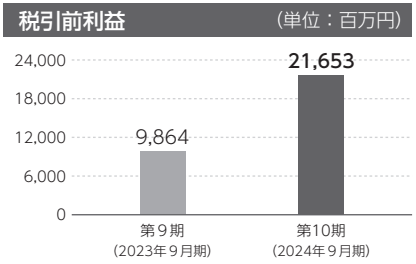

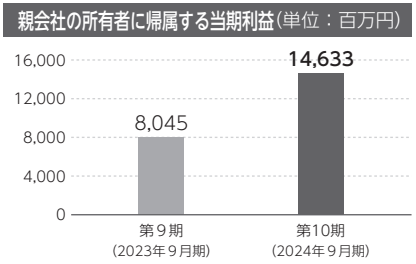

また、業態別店舗数は以下のとおりであります。
[当社グループ業態別店舗数]

業態名	前連結会計年度末	出店実績	閉店実績	当連結会計年度末
国内：スシローブランド(テイクアウト専門店)	653（12）	13	11（3）	655（9）
国内：杉玉ブランド（FC）	79（17）	14（5）	6（5）	87（17）
国内：京樽ブランド	137（－）	3	23	117（－）
国内：回転寿司みさき・三崎丸ブランド	95（－）	3	3	95（－）
国内：その他ブランド	22（－）	1	5	18（－）
国内合計	986（29）	34（5）	48（8）	972（26）
海外：スシローブランド(テイクアウト専門店)	132（－）	45	3	174（－）
海外：その他ブランド	5（－）	5	1	9（－）
海外合計	137（－）	50	4	183（－）
国内外合計	1,123（29）	84（5）	52（8）	1,155（26）

（　）内は内数でテイクアウト専門店・FCの店舗数

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(国内スシロー事業)

国内スシロー事業につきましては、GO!スシロー４０周年「一緒に行こか、回転すしの一歩先へ。」をテーマに、お客様への感謝の想いを還元できるようなフェアと新規顧客獲得に向けたIPコラボを積極的に実施しました。

また、昨年９月より新たな取り組みとして、３店舗にデジタルビジョンと回転レーンを融合させた「デジタル　スシロービジョン」、通称「デジロー」を導入し、トライアル運用を実施した結果、客数、客単価、顧客満足度等に向上効果が確認された為、新たに16店舗への「デジロー」の導入を実施し、今期末までに導入店舗は計19店舗となりました。より楽しく、より便利なお食事体験の実現を目指して、お客様に新たな店舗体験を提供しております。

以上の結果、国内スシロー事業の売上収益は238,173百万円（前連結会計年度比15.7％増）、セグメント利益は14,217百万円（前連結会計年度比191.3％増）となりました。

（海外スシロー事業）

７月には中国大陸　天津に「デジタル　スシロービジョン」（通称デジロー）を海外で初導入した店舗をオープン。８月には北京に「デジロー」と個室を完備した店舗で初出店し、一時、12時間待ちの行列ができるほどの大盛況となりました。中国大陸では、通期で＋13店舗を出店し、不採算の３店舗を閉店。その他の地域では、台湾＋８店舗、香港＋７店舗、シンガポール＋３店舗、タイ＋９店舗、インドネシア＋４店舗、韓国では都市部　明洞に「デジロー」店舗をオープンし、＋１店舗と、新規出店を順調に継続しております。

また、来店客数の維持・拡大に向けて、魅力的な販促・マーケティング施策を各地域で継続的に実施しており、タイでは「中とろ」や「うなぎ」を中心とした「赤皿うなトロ」キャンペーン、香港では創業５周年を記念して、「大切りごま塩めばちまぐろ」や「特大ほたて貝柱」などをご堪能いただける「スシロー五周年創業祭」を開催しました。

以上の結果、海外スシロー事業の売上収益は92,138百万円（前連結会計年度比39.3％増）、セグメント利益は7,194百万円（前連結会計年度比35.９％増）となりました。

（京樽事業）

京樽事業につきましては、2023年10月１日より、グループ会社である株式会社FOOD ＆ LIFE INNOVATIONSと本社機能を統合し、グループの業務効率化を図るとともに、両社が保有する各種機能・強み・アセットを相互活用することを進めて参りました。

京樽ブランドでは、不採算店舗を戦略的に閉店し厳選出店に切り替えることにより、収益性の改善に努めるとともに、毎回のお買い物がより楽しくなる販促や、ECサイトでの冷凍寿司や常温寿司の販売を継続的に実施いたしました。

みさきブランドでは、店舗オペレーションの効率化を実施すると共に接客の強化を図ることで店舗体験価値の向上に努め収益力の強化を進めて参りました。また、「みさきデー」をはじめ、月に１度のフェアや週替わりでお得な商品を提供する「週替わりの得する祭」、通称「週得祭」を継続して実施いたしました。お客様のワクワク感を醸成する月替わり・週替わりキャンペーンを継続的に実施することで、より安定して収益性を確保できるブランドとしての成長を続けて参りました。

以上の結果、京樽事業の売上収益は23,986百万円（前連結会計年度比1.9％減）、セグメント損失は350百万円（前連結会計年度セグメント損失653百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は22,368百万円であり、その主なものは新規出店、既存店の改装及び省人化投資などによるものであります。

なお、上記金額には、消費税は含まれておりません。

③ 資金調達の状況

当社グループでは、当連結会計年度において、以下のとおり社債発行を行い、総額19,600百万円の資金調達を行いました。

発行日	会社名	内容	発行額
2023年12月20日	株式会社FOOD ＆ LIFE COMPANIES	第４回無担保社債	12,000百万円
2023年12月14日	株式会社FOOD ＆ LIFE COMPANIES	第５回無担保社債	7,600百万円

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 7 期 (2021年 9月期)	第 8 期 (2022年 9月期)	第 9 期 (2023年 9月期)	第 10 期 (当連結会計 年度) (2024年 9月期)
売上収益（百万円）	240,804	281,301	301,747	361,129
営業利益（百万円）	22,901	10,123	11,001	23,384
税引前利益（百万円）	21,584	7,564	9,864	21,653
親会社の所有者に帰属する当期利益（百万円）	13,185	3,607	8,045	14,633
基本的1株当たり当期利益（円）	113.61	31.16	69.54	127.46
資産合計（百万円）	296,001	331,982	351,619	365,154
親会社の所有者に帰属する持分（百万円）	63,569	65,117	72,268	76,568
1株当たり親会社所有者帰属持分（円）	552.48	554.51	612.24	661.48

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名　　称	資　　本　　金	当社の議決権比率(%)	主要な事業の内容
株式会社あきんどスシロー	100百万円	100.0	国内スシロー事業
株式会社FOOD & LIFE INNOVATIONS	10百万円	100.0	その他事業
株式会社京樽	10百万円	100.0	京樽事業
Sushiro Korea, Inc.	28,460百万ウォン	100.0	海外スシロー事業
Sushiro Taiwan Co., Ltd.	1,244百万台湾ドル	100.0	海外スシロー事業
Sushiro GH Singapore Pte. Ltd.	31百万シンガポールドル	100.0	海外スシロー事業
FOOD & LIFE COMPANIES HONG KONG LIMITED	152百万香港ドル	100.0	海外スシロー事業
Sushiro GH (Thailand) Ltd.(注)	16百万タイバーツ	49.0	海外スシロー事業
寿司郎（中国）投資有限公司	203百万中国元	100.0	海外スシロー事業
広州寿司郎餐飲有限公司	65百万中国元	100.0	海外スシロー事業
深セン寿司郎餐飲有限公司	26百万中国元	100.0	海外スシロー事業
成都寿司郎餐飲有限公司	39百万中国元	100.0	海外スシロー事業
北京寿司郎餐飲有限公司	33百万中国元	100.0	海外スシロー事業
PT. Indonesia Sushiro Restaurants	1,615億ルピア	99.97	海外スシロー事業
FOOD & LIFE COMPANIES USA, LLC	6百万ドル	100.0	海外スシロー事業
Sushiro Malaysia Sdn. Bhd.(注)	1百万リンギット	49.0	海外スシロー事業

(注) 持分は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「変えよう、毎日の美味しさを。広めよう、世界に喜びを。」というVISIONの下に、高品質な食材の仕入れ、鮮度管理の徹底、店内調理へのこだわり、きめ細やかな清掃・接客により、地域に喜ばれる店舗を作ってまいりました。今後、国内のみならず海外も含めたお客様に、一層喜ばれ必要とされる店舗づくりのため、顧客ニーズへの柔軟な対応、より強固な組織体制の整備、市場競争力の向上が必要であると認識しており、以下の重点施策に取り組んでいく所存であります。

① 国内スシロー業態の拡大継続

イ．新規出店

当社グループは、回転寿司「スシロー」を郊外のロードサイドを中心に出店してきましたが、将来的に国内の人口減少や出店余地の減少が予測されることから、出店余地の大きい都市部への出店もより本格化してまいります。

ロ．既存店の収益力強化

当社グループは、他社とのサービスの一層の差別化を図り、既存店の収益力を強化することが重要であると認識しております。

（ｉ）来店客数の増加

当社グループの優位性は、創業以来「うまさ」にこだわり、それを維持してきたことにあります。店舗数を拡大していくにつれ、各店舗における高い満足度を提供するためにサービスの均一化を図ってきた一方で、今後はより地域特性に応じたサービスの提供、キャンペーンやオリジナル商品の投入、PR戦略を推進することで既存店舗の来店客数の増加を図ってまいります。

また、カフェ利用など、利用シーンを拡大していくことで顧客の再来店を促していくほか、アイドルタイムにおける稼働率の向上やスマートフォンアプリを活用した「まいどポイント」等による顧客ロイヤリティ向上施策を実施することで来店客数の更なる増加を図ってまいります。

（ⅱ）定番商品への取り組み

当社グループでは、競合他社との差別化、効率化を求めてきましたが、改めて「うまさ」に対するこだわりを見つめ直すことが重要であると考えております。特に強みである店内調理に着目し、あえて手間をかけること、当社グループの調達力を活かしてうまい部位を使用すること等により商品に磨きをかけ、お客様の期待する本格的なすしの味を提供することで差別化することに注力してまいります。また、これらを実行するために体系化された研修制度や従業員の定着率向上によって店内調理ノウハウを蓄積し、研鑽を積んだ従業員が店内調理を担当することで高品質な商品の提供に取り組んでまいります。

（ⅲ）顧客ニーズへの対応

アプリの登録者情報、店舗での発券等の顧客情報に基づき、お客様の特性に応じたサービスの提供、客単価の向上、オリジナルメニューの強化を推進してまいります。

また、オンライン注文システムの改善やテイクアウト専用メニュー、デリバリー、自動土産ロッカーの導入を実施することでテイクアウトニーズへの対応をさらに推進していくほか、タッチパネル注文システムの改善に加え、エンターテイメント性と利便性を実現する「デジタルスシロービジョン」の導入などITシステムを活用することで、高品質な接客・サービスで顧客ニーズに対応してまいります。

このほか、お客様等からのアンケートや外部業者を活用した店舗サービスの評価を利用し、店舗ごとの課題を特定、改善することでオペレーションの改善を図ってまいります。

（ⅳ）コストの最適化

中長期的に原材料費、人件費等の市況推移によるコスト上昇が想定されております。当社グループにおいては、食材調達にあたって本社一括調達によるスケールメリットを図る、取引先様との協力体制・長期的な関係構築を図るなどして調達コストの削減や価格の安定化に努めてまいります。また、人件費については、機材による自動化を含む店舗オペレーションの効率化や従業員の教育、標準化による生産性の向上等により、人件費の最適化に取り組んでまいります。加えて、AIを活用した需要予測システムにより食材の調達量・店舗からの発注量の精度を向上させることで、本社・店舗のオペレーションの効率化とフードロス削減に取り組んでまいります。

② 国内スシロー事業以外の事業展開強化

当社グループはスシロー業態を中心とするすし事業において成長を続けておりますが、当社グループが培ってきた調達力、オペレーション力はスシロー業態以外の飲食事業においても事業創出機会を生み出せるものであります。国内においては、持ち帰り寿司・回転寿司を運営する「京樽」事業と寿司居酒屋である「杉玉」の事業拡大を積極的に図ってまいります。

③ 海外事業展開の本格化

当社グループは、韓国、台湾、シンガポール、香港、タイ、中国大陸、インドネシア、アメリカに店舗を展開しており、海外事業の拡大は今後当社グループの重要な成長要素であります。スシローの「うまいすし」をより一層海外に広げていくために海外事業展開を本格化させ、東アジア、東南アジア、北米等をはじめとする市場規模・成長性のある市場に対して事業拡大の機会を積極的に図ってまいります。当期には、マレーシアへ進出すべく、現地法人を設立いたしました。

さらに、寿司居酒屋である「杉玉」を香港、アメリカに新規出店しており、すしだけでなく日本酒の魅力を海外に広げるブランドとして今後の事業拡大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年９月30日現在）

当社は、持株会社として当社グループの経営方針策定・経営管理を担当しており、当社グループは、当社及び連結子会社20社で構成され、直営方式による回転すし店のチェーン展開を主たる事業としております。

当社グループの報告セグメントは、主に事業別のセグメントから構成されております。

各報告セグメントに含まれる主要ブランドは以下のとおりであります。

国内スシロー事業：国内で展開する「スシロー」及びテイクアウト専門店

海外スシロー事業：海外で展開する「スシロー」及びテイクアウト専門店

京樽事業　　：株式会社京樽が運営する全ブランド（主要ブランド「京樽」・「回転寿司みさき」・「海鮮三崎港」）

その他事業　　：株式会社FOOD ＆ LIFE INNOVATIONS が運営する全ブランド（主要ブランド「杉玉」）

(6) 主要な営業所及び工場（2024年９月30日現在）

① 当社

本　　社	大阪府吹田市

② 子会社

株式会社あきんどスシロー	本社	大阪府吹田市
	店舗	東日本エリア368店舗 西日本エリア278店舗
株式会社FOOD & LIFE INNOVATIONS	本社	東京都千代田区
	店舗	89店舗
株式会社京樽	本社	東京都中央区
	店舗	238店舗
Sushiro Korea, Inc.	本社	韓国ソウル市
	店舗	10店舗
Sushiro Taiwan Co., Ltd.	本社	台湾台北市
	店舗	46店舗
Sushiro GH Singapore Pte. Ltd.	本社	シンガポール
	店舗	12店舗
FOOD & LIFE COMPANIES HONGKONG LIMITED	本社	中国香港
	店舗	39店舗
Sushiro GH (Thailand) Ltd.	本社	タイ バンコク
	店舗	26店舗
広州寿司郎餐飲有限公司	本社	中国広東省広州市
	店舗	24店舗
深セン寿司郎餐飲有限公司	本社	中国広東省深セン市
	店舗	9店舗
成都寿司郎餐飲有限公司	本社	中国四川省成都市
	店舗	6店舗
北京寿司郎餐飲有限公司	本社	中国北京市
	店舗	5店舗
PT. Indonesia Sushiro Restaurants	本社	インドネシア ジャカルタ
	店舗	4店舗
FOOD & LIFE COMPANIES USA, LLC	本社	アメリカ デラウエア
	店舗	1店舗

(7) 使用人の状況（2024年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
8,978（21,071）名	1,844名増（292名増）

（注）１．使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイト）は、最近１年間の平均人員を１日８時間換算で（　）内に外数で記載しております。
２．使用人数が前連結会計年度末と比べて1,844名増加しておりますが、主として海外スシロー事業における積極的な事業展開によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
258（11）名	11名増（1名減）	41.7歳	2.9年

（注）１．当社はその他事業の単一セグメントに含まれるため、セグメント別の使用人数の記載はしておりません。
２．使用人数は、就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイト）は、最近１年間の平均人員を１日８時間換算で（　）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年９月30日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	26,333
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	18,250
株式会社みずほ銀行	9,809
株式会社日本政策投資銀行	576

2．会社の現況

（1）株式の状況（2024年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　436,000,000株
② 発行済株式の総数　116,069,184株（自己株式2,945,764株を含む）
③ 株主数　109,851名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,275,600	13.50
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,672,400	4.13
全国農業協同組合連合会	3,744,400	3.31
BNYM AS AGT／CLTS　１０　PERCENT	2,810,256	2.48
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO	2,750,608	2.43
MSIP CLIENT SECURITIES	2,719,589	2.40
JPモルガン証券株式会社	1,751,520	1.55
ゴールドマン・サックス証券株式会社　BNYM	1,693,700	1.50
サントリー株式会社	1,666,400	1.47
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT	1,538,771	1.36

（注）持株比率は自己株式（2,945,764株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第18回新株予約権
発行決議日	2018年1月18日	2018年12月20日	2019年12月19日	2020年12月24日
新株予約権の数（個）	297	249	329	419
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式118,800株（新株予約権1個につき400株）	普通株式 99,600株（新株予約権1個につき400株）	普通株式131,600株（新株予約権1個につき400株）	普通株式167,600株（新株予約権1個につき400株）
新株予約権の払込金額	（注）1			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	普通株式1株当たり 1円	普通株式1株当たり 1円	普通株式1株当たり 1円	普通株式1株当たり 1円
権利行使期間	自 2018年2月3日 至 2058年2月2日	自 2019年1月5日 至 2059年1月4日	自 2020年1月7日 至 2060年1月6日	自 2021年1月9日 至 2061年1月8日
行使の条件	（注）2			
取締役の保有状況（監査等委員を除く）	新株予約権の数 171個 目的となる株式数 68,400株 保有者数 2名	新株予約権の数 140個 目的となる株式数 56,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 158個 目的となる株式数 63,200株 保有者数 2名	新株予約権の数 175個 目的となる株式数 70,000株 保有者数 2名

名称	第20回新株予約権	第22回新株予約権	第24回新株予約権
発行決議日	2021年12月23日	2022年12月22日	2023年12月21日
新株予約権の数（個）	573	545	757
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式229,200株（新株予約権1個につき400株）	普通株式218,000株（新株予約権1個につき400株）	普通株式302,800株（新株予約権1個につき400株）
新株予約権の払込金額	（注）1		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	普通株式1株当たり 1円	普通株式1株当たり 1円	普通株式1株当たり 1円
権利行使期間	自 2022年1月8日 至 2062年1月7日	自 2023年1月11日 至 2063年1月10日	自 2024年1月11日 至 2064年1月10日
行使の条件	（注）2		
取締役の保有状況（監査等委員を除く）	新株予約権の数 215個 目的となる株式数 86,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 215個 目的となる株式数 86,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 260個 目的となる株式数 104,000株 保有者数 2名

（注）1．第14回新株予約権、第15回新株予約権、第16回新株予約権、第18回新株予約権、第20回新株予約権、第22回新株予約権及び第24回新株予約権（以下合わせて「本新株予約権」といいます。）の払込金額は、本新株予約権の割当日において一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定される本新株予約権の公正な評価額と同額とします。なお、当社は、当社の取締役及び執行役員として本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺し、当社子会社の取締役及び執行役員として本新株予約権の割当てを受ける者に対しては、当社子会社より本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給したうえで、当社が当該金銭報酬請求権を債務引受し、本新株予約権の払込金額の払込債務と相殺することとします。

2．本新株予約権の行使の条件

（1）本新株予約権者は、それぞれの行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。

(2) 本新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、割当てを受けた新株予約権の数に、相対的TSR（本新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの絶対的TSR（割当日から３年を経過する日の属する月の前月の各日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値に、割当日から３年を経過する日までの間における当社普通株式１株当たりの配当金の総額を加算し、本新株予約権の割当日の属する月の各日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）をTOPIX成長率（割当日から３年を経過する日の属する月の前月の各日の東証株価指数（以下「TOPIX」といいます。）の終値平均値を、本新株予約権の割当日の属する月の各日のTOPIXの終値平均値で除して算定した値をいいます。）で除して算定した値）に応じて下記のグラフに基づき算出される権利確定率を乗じて得られる数とします。なお、この計算において終値平均値は、小数第２位を四捨五入します。
ただし、本新株予約権を引き受ける者の役位に応じて、権利確定率の下限は16.60％～27.66％（以下「下限権利確定率」といいます。）とし、就任より１年以内に退任する場合には下限権利確定率は調整されます。また、絶対的TSRが１（100％）を下回った場合又は期末の株価が期首の株価を下回った場合には、下限権利確定率が適用されます。

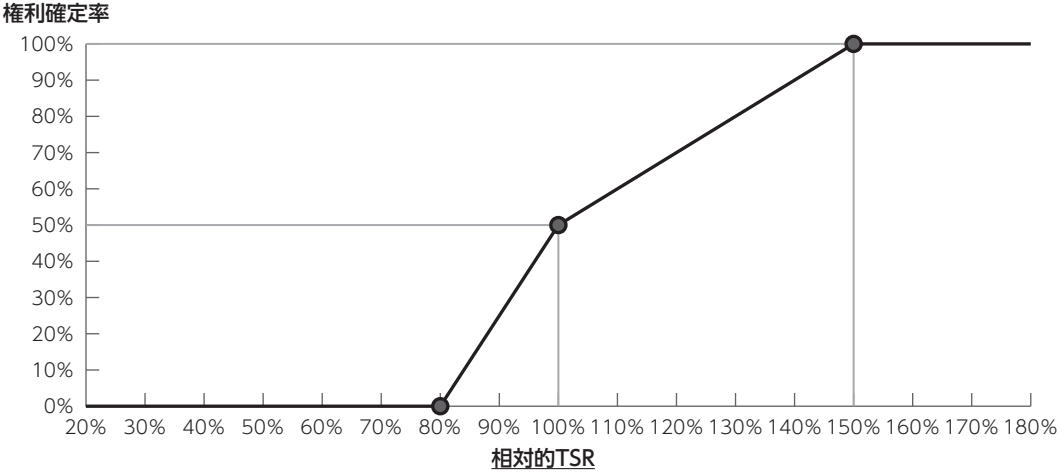

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。
(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできません。
(5) １個の本新株予約権の一部を行使することはできません。

3．社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。
4．当社は、2020年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を実施しております。これにより、第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「取締役の保有状況（監査等委員を除く）」における「目的となる株式数」は調整して記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称		第24回新株予約権	第25回新株予約権
発行決議日		2023年12月21日	2023年12月21日
新株予約権の数（個）		758	1,145
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 303,200株 （新株予約権１個につき400株）	普通株式 114,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額（円）		上記（注）１と同じ	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		普通株式１株あたり 1円	普通株式１株あたり 2,890円
権利行使期間		自 2024年１月11日 至 2064年１月10日	自 2025年12月22日 至 2033年12月21日
行使の条件		（注）	（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 498個 目的となる株式数 199,200株 交付者数 14名	新株予約権の数 270個 目的となる株式数 27,000株 交付者数 159名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0個 交付者数 0個	新株予約権の数 875個 目的となる株式数 87,500株 交付者数 784名

（注）第25回新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者（(ⅱ)の場合においてはその相続人）は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。

(ⅰ)本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー、株式会社FOOD & LIFE INNOVATIONS、株式会社京樽又はその他当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合（但し、定年退職その他正当な理由があると当社が認めた場合を除く。）

(ⅱ) 本新株予約権者が死亡した場合

(ⅲ) その他取締役会決議に基づき、本新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する本新株予約権割当に関する契約に定める場合

(ⅳ) 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、もしくは自らこれを申し立てた場合

(ⅴ) 本新株予約権者が、不正行為、職務上の義務違反行為を行い若しくは職務に懈怠があり、又はその他当該者に適用される当社グループの社内規程に違反する行為を行い、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇又は懲戒解雇等の対象となり得ると当該会社の取締役会（海外の会社においては当該国の法律において取締役会に該当するかこれに準ずる機関）が判断した場合

(2) １個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとします。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	水留浩一	株式会社あきんどスシロー取締役 株式会社京樽取締役 株式会社FOOD & LIFE INNOVATIONS取締役 FOOD & LIFE COMPANIES USA,Corp.Director Sushiro Korea, Inc.理事 Sushiro Taiwan Co., Ltd.董事 Sushiro GH Singapore Pte. Ltd.Director FOOD & LIFE COMPANIES HONG KONG LIMITED 董事 Sushiro GH (Thailand) Ltd.Director PT INDONESIA SUSHIRO RESTAURANTS Director Sushiro Malaysia Sdn. Bhd, Director 寿司郎（中国）投資有限公司董事 広州寿司郎餐飲有限公司董事 深圳寿司郎餐飲有限公司董事 成都寿司郎餐飲有限公司董事 北京寿司郎餐飲有限公司董事 株式会社アダストリア社外取締役
取締役	小河博嗣	株式会社あきんどスシロー取締役
取締役	近藤章	日本投資株式会社取締役 株式会社Glocalist社外取締役 IAパートナーズ株式会社エグゼクティブ・アドバイザー Global IR,Inc.Exective Advisor
取締役	三宅峰三郎	富士製薬工業株式会社社外取締役 亀田製菓株式会社社外取締役
取締役	蟹瀬令子	株式会社ケイ・アソシエイツ代表取締役 レナ・ジャポン・インスティチュート株式会社代表取締役 東急株式会社社外取締役 株式会社キタムラ・ホールディングス社外取締役 株式会社And Doホールディングス社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	納塚善宏	株式会社あきんどスシロー監査役
取締役 (監査等委員)	平真美	税理士法人早川・平会計パートナー 井関農機株式会社社外監査役 スズデン株式会社社外取締役（監査等委員） 昭和産業株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員)	大村恵実	バリュエンスホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） J.フロントリテイリング株式会社社外取締役 CLS日比谷東京法律事務所パートナー

（注）1．2024年３月28日をもって、取締役佐藤光紀氏は辞任により退任いたしました。
2．取締役近藤章氏、三宅峰三郎氏及び蟹瀬令子氏並びに監査等委員である取締役納塚善宏氏、平真美氏及び大村恵実氏は、社外取締役であります。
3．監査等委員である取締役納塚善宏氏は、事業会社において長年にわたる経理及び財務に関する業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査等委員である取締役平真美氏は、公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．当社は、取締役近藤章氏、三宅峰三郎氏及び蟹瀬令子氏並びに監査等委員である取締役納塚善宏氏、平真美氏及び大村恵実氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．当社は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保し、これを強化するため、監査等委員会の決議により、納塚善宏氏を常勤である監査等委員として選定しております。
7．当社は、執行役員制度を導入しております。2024年９月30日現在の取締役兼務を除く執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
副社長執行役員	加藤広慎	海外事業COO（海外法人海外事業本部管掌）
副社長執行役員	山本雅啓	国内事業COO（兼広告宣伝、店舗開発・設計、カスタマーサポート室管掌）
専務執行役員	小河博嗣	グループCFO　コーポレート部門管掌
専務執行役員	新居耕平	国内スシロー事業管掌（株式会社あきんどスシロー代表取締役社長）
専務執行役員	堀江陽	国内京樽・杉玉事業、新規事業管掌（京樽代表取締役社長・FOOD&LIFE INNOVATIONS代表取締役社長）
常務執行役員	木下嘉人	商品本部（仕入・商品開発・調達上流戦略）管掌
執行役員	吉田剛	財務経理担当 兼 財務経理部長
執行役員	荒谷和男	海外事業中華圏担当（兼香港法人代表取締役社長）
執行役員	西村幸久	内部監査担当 兼 内部監査室長
執行役員	福山知子	広報、秘書、サステナビリティ担当

地　　位	氏　　名	担　　当
執　行　役　員	松　尾　孝　治	人事・総務担当
執　行　役　員	田　中　洋　祐	北米事業担当
執　行　役　員	久　世　典　子	品質管理担当 兼 品質管理室長
執　行　役　員	吉　田　　司	海外事業　東南アジア担当（兼タイ法人・シンガポール法人代表取締役社長）

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社（及び子会社）に属する、役員（社外取締役含む。）、管理職従業員及び役員と共同被告になったか、他の従業員又は派遣社員からハラスメント等を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。当該保険料は全額当社が負担しております。なお、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④　当事業年度に係る取締役の報酬等

区　　分	対象となる役員の員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6名 (4名)	406百万円 (33百万円)	139百万円 (33百万円)	107百万円	160百万円
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3名 (3名)	31百万円 (31百万円)	31百万円 (31百万円)	—	—
合計 (うち社外取締役)	9名 (7名)	437百万円 (64百万円)	170百万円 (64百万円)	107百万円	160百万円

（注）1．取締役の報酬等の額は、当事業年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が当事業年度において費用計上した金額（会計上の見積条件をもとに費用化した金額を含みます。）をもとに記載しているため、当事業年度における実際の支給額とは異なります。

2．業績連動報酬等にかかる業績指標は、業績予想における連結売上収益成長率及び親会社の所有者に帰属する当期利益達成度であり、当事業年度における実績は、当期連結売上収益361,129百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益14,633百万円であります。当該指標を選択した理由は、取締役（監査等委員である取締役を除く。また、社外取締役を除く。以下同じ。）が果たすべき事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるのに適切と考えたためであります。当社の業績連動報酬等は、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて、各取締役の貢献度等も踏まえた総合考慮のうえで算定しております。

3．非金銭報酬等の内容は、当社の新株予約権及び社宅賃料であります。新株予約権割当ての際の条件等は下記８.(4)のとおりであり、当事業年度における交付状況は「２.会社の現況(2)新株予約権等の状況①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。また、事務所等への通勤のため自宅とは離れた場所に住まざるを得ない場合に限り、社宅を無償で提供しており、この賃料分を金銭に非ざる報酬額としております。

4．2023年12月21日開催の当社第９期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額600百万円以内（うち、社外取締役は年額100百万円以内）とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は６名（うち社外取締役は4名）です。

5．2015年12月16日開催の当社第１期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額は年額100百万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

6．2016年12月15日開催の当社第２期定時株主総会において、上記４．とは別枠で取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して無償で提供する社宅の賃料相当額として月額１百万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は５名（うち社外取締役は０名）です。

7．2017年12月21日開催の当社第３期定時株主総会において、上記４．とは別枠で取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額200百万円以内の範囲で発行することにつきご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は８名（うち社外取締役は２名）です。

8．報酬等の内容の決定に関する方針

当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

(2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役位、職責に応じて同業他社水準、業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

(3) 業績連動報酬等に関する決定方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役（社外取締役を除く）に対し、業績向上に対するインセンティブを高めることを目的に設定した目標（業績予想における連結売上収益成長率、親会社の所有者に帰属する当期利益の達成度で構成）を達成した場合に支給される額を基本報酬の50％として、最高業績時に支給される最高支給額を200％、最低業績を下回った場合の支給額を0％とすることにより算出される0％～200％の範囲で、外部環境や市場動向等を勘案し、業績確定後の一定の時期に一括して支払うことを基本とします。

(4) 非金銭報酬等に関する決定方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

①株主と一層の価値意識を共有するとともに企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、2017年12月21日開催の当社第３期定時株主総会でご承認いただいた年額200百万円以内の範囲内で割り当てることとします。なお、支給時期、配分等については、適宜取締役会にて決定することとします。

②取締役（社外取締役を除く）に対し、事務所等への通勤のため自宅とは離れた場所に住まざるを得ない場合に限り、社宅を無償で提供するものとします。

(5) 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

取締役（社外取締役を除く）について、報酬等の種類ごとの割合は、業績指標100％達成時において、おおよその目安として基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝２：１：３とします。

(6) 個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が任意の諮問機関である指名報酬委員会の審議、答申を受けたうえで決定します。指名報酬委員会は、取締役会決議により選定された委員により構成するものとします。

9．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、所定の手続きを経て、任意の諮問機関である指名報酬委員会の答申を受け、その内容を尊重して決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

区　分	氏　名	兼職の状況及び兼職先との関係等
取締役	近藤　章	日本投資株式会社取締役、株式会社Glocalist社外取締役、IAパートナーズ株式会社エグゼクティブ・アドバイザー及びGlobal IR.Inc.Exective Advisorであります。各兼職先と当社の間に特別な関係はありません。
取締役	三宅　峰三郎	富士製薬工業株式会社社外取締役及び亀田製菓株式会社社外取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取締役	蟹瀬　令子	株式会社ケイ・アソシエイツ代表取締役、レナ・ジャポン・インスティチュート株式会社代表取締役、東急株式会社社外取締役、株式会社キタムラ・ホールディングス社外取締役及び株式会社And Doホールディングス社外取締役であります。当社の子会社である株式会社あきんどスシロー及び株式会社京樽は、東急株式会社との間に店舗の賃貸借に関する取引がありますが、直前事業年度における東急グループの売上高及び当社グループの売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1％未満であり、蟹瀬氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。他の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取締役	佐藤　光紀	当社取締役在任中は、株式会社セプテーニ・ホールディングス代表取締役グループ社長執行役員でありました。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

区　　分	氏　　名	兼職の状況及び兼職先との関係等
取　締　役 (監査等委員)	納　塚　善　宏	当社子会社である株式会社あきんどスシローの監査役であります。当社は同社との間で業務委託契約及び出向契約に基づく取引があります。
取　締　役 (監査等委員)	平　　真　美	税理士法人早川・平会計パートナー、井関農機株式会社社外監査役、スズデン株式会社社外取締役（監査等委員）及び昭和産業株式会社社外取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取　締　役 (監査等委員)	大　村　恵　実	CLS日比谷東京法律事務所パートナー、バリュエンスホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）及びJ.フロントリティリング株式会社社外取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役	近　藤　　章	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、グローバル経営に関し、専門的な立場から監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。
取　締　役	三　宅　峰三郎	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、リスクマネジメントに関し、専門的な立場から監査、監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。また、当社取締役会の諮問機関として設置された指名報酬委員会の委員を務め、将来的な発展を見据えCEOサクセッサーの検討・提案を取締役会に答申するなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。

区　　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役	蟹　瀬　令　子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、マーケティングに関し、専門的な立場から監査、監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。また、当社取締役会の諮問機関として設置された指名報酬委員会の委員を務め、将来的な発展を見据えCEOサクセッサーの検討・提案を取締役会に答申するなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
取　締　役	佐　藤　光　紀	佐藤氏は2024年3月28日をもって、辞任により退任しております。退任するまでに開催された取締役会7回のうち7回に出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っておりました。
取　締　役 (監査等委員)	納　塚　善　宏	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、監査等委員会24回の全てに出席しました。事業会社における長年にわたる経理・財務及びコンプライアンスに関する豊富な知識と見識を活かした、当社のコーポレートガバナンスに資するための発言を適宜行っております。特に、財務・会計に関し、専門的な立場から、当社経営に対する実効性の高い監督を行い、適切な役割を果たしております。
取　締　役 (監査等委員)	平　　真　美	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、監査等委員会24回の全てに出席しました。公認会計士及び税理士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。特に、財務・会計に関し、専門的な立場から当社経営に対する実効性の高い監督を行い、適切な役割を果たしております。
取　締　役 (監査等委員)	大　村　恵　実	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、監査等委員会24回の全てに出席しました。弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。特に、経営における法的リスクやコンプライアンスに関し、専門的な立場から、当社経営に対する実効性の高い監督を行い、適切な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	91百万円

(注) 1. 当社及び会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合によるほか、会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当する場合又は監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じたときは、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議事項とすることを取締役会に請求するとともに、取締役会は本件について審議し適切な対応を図ってまいります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、恒常的な業績向上と、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針とし、配当については、安定的に実施することを基礎とし、業績及び内部留保の充実等を総合的に勘案しながら、業績に連動した年１回の剰余金配当を実施する方針です。

内部留保資金については、経営基盤の強化に向けた諸施策の実施のための積極的な投資等の原資として充当してまいります。

本事業報告中に記載の金額、株式数及び比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書

（2024年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産		**負債及び資本**	
		負債	
流動資産	**74,656**	**流動負債**	**80,843**
現金及び現金同等物	48,695	営業債務及びその他の債務	35,569
営業債権及びその他の債権	13,882	社債及び借入金	9,009
		未払法人所得税	4,710
棚卸資産	6,512	リース負債	19,523
		その他の金融負債	1,006
その他の金融資産	2,940	引当金	5,275
		その他の流動負債	5,750
その他の流動資産	2,627	**非流動負債**	**206,474**
		営業債務及びその他の債務	22
非流動資産	**290,499**	社債及び借入金	75,514
		リース負債	112,838
有形固定資産	184,936	その他の金融負債	105
		引当金	4,730
のれん	30,371	繰延税金負債	13,264
無形資産	57,016	**負債合計**	**287,317**
		資本	
持分法で会計処理されている投資	52	**親会社の所有者に帰属する持分合計**	**76,568**
		資本金	100
敷金及び保証金	14,766	資本剰余金	15,734
		利益剰余金	65,818
その他の金融資産	1,232	自己株式	△9,156
		その他の資本の構成要素	4,073
繰延税金資産	1,552	**非支配持分**	**1,269**
その他の非流動資産	574	**資本合計**	**77,837**
資産合計	**365,154**	**負債及び資本合計**	**365,154**

連結損益計算書

(2023年10月１日から
2024年９月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	361,129
売上原価	△155,796
売上総利益	205,334
販売費及び一般管理費	△179,848
その他の収益	1,084
その他の費用	△3,186
営業利益	23,384
金融収益	461
金融費用	△2,191
税引前利益	21,653
法人所得税費用	△6,209
当期利益	15,445
当期利益の帰属：	
親会社の所有者	14,633
非支配持分	811

連結持分変動計算書

(2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2023年10月1日残高	100	15,676	52,875	△1,840
会計方針の変更による累積的影響額			912	
会計方針の変更を反映した当期首残高	100	15,692	53,787	△1,840
当期利益			14,633	
その他の包括利益				
当期包括利益合計	－	－	14,633	－
自己株式の処分		△130		184
自己株式の取得		△2		△7,500
新株予約権の失効		190		
株式に基づく報酬取引				
配当金			△2,603	
所有者との取引額合計	－	58	△2,603	△7,317
2024年9月30日残高	100	15,734	65,818	△9,156

	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
2023年10月1日残高	4,544	71,356	388	71,744
会計方針の変更による累積的影響額		912	3	914
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,544	72,268	391	72,659
当期利益		14,633	811	15,445
その他の包括利益	△771	△771	67	△704
当期包括利益合計	△771	13,863	878	14,740
自己株式の処分	△40	14		14
自己株式の取得		△7,503		△7,503
新株予約権の失効	△190	－		－
株式に基づく報酬取引	529	529		529
配当金		△2,603		△2,603
所有者との取引額合計	300	△9,562	－	△9,562
2024年9月30日残高	4,073	76,568	1,269	77,837

貸借対照表

（2024年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**62,454**	**流動負債**	**37,454**
現金及び預金	26,555	買掛金	16,762
売掛金	6	１年以内償還予定社債	5,000
食材及び貯蔵品	3,164	１年以内返済予定の長期借入金	4,009
関係会社短期貸付金	3,247	リース債務	2
前払費用	478	未払金	2,999
未収入金	27,537	未払費用	134
その他	1,467	未払法人税等	567
固定資産	**75,340**	前受金	40
有形固定資産	**60**	預り金	7,019
建物	22	賞与引当金	787
機械装置	7	役員賞与引当金	105
工具器具備品	29	その他	29
その他	1	**固定負債**	**82,025**
無形固定資産	**24,481**	社債	24,600
ソフトウェア	2,872	長期借入金	50,959
商標権	21,438	リース債務	4
その他	171	資産除去債務	24
投資その他の資産	**50,799**	繰延税金負債	6,423
投資有価証券	962	その他	15
関係会社株式	37,318	**負債合計**	**119,478**
関係会社長期貸付金	17,939	（純資産の部）	
その他	55	**株主資本**	**16,576**
貸倒引当金	△5,475	**資本金**	**100**
資産合計	**137,794**	**資本剰余金**	**11,664**
		資本準備金	1,747
		その他資本剰余金	9,918
		利益剰余金	**13,968**
		その他利益剰余金	13,968
		別途積立金	94
		繰越利益剰余金	13,874
		自己株式	**△9,156**
		新株予約権	**1,739**
		純資産合計	**18,316**
		負債・純資産合計	**137,794**

損益計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**19,061**
営業費用		**16,498**
売上原価		85
販売費及び一般管理費		16,414
営業利益		**2,563**
営業外収益		
受取利息	266	
受取配当金	1	
為替差益	250	
その他	42	559
営業外費用		
支払利息	392	
貸倒引当金繰入額	300	
その他	130	821
経常利益		**2,301**
特別利益		
新株予約権戻入益	190	190
特別損失		
投資有価証券評価損	187	187
税引前当期純利益		**2,304**
法人税、住民税及び事業税	884	
法人税等調整額	△980	△95
当期純利益		**2,399**

株主資本等変動計算書

（2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100	1,747	10,048	11,794	94	14,078	14,172	△1,840	24,226
当期変動額									
当期純利益						2,399	2,399		2,399
自己株式の処分			△130	△130				184	54
自己株式の取得								△7,500	△7,500
配当金						△2,603	△2,603		△2,603
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	△130	△130	－	△204	△204	△7,317	△7,650
当期末残高	100	1,747	9,918	11,664	94	13,874	13,968	△9,156	16,576

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,440	25,666
当期変動額		
当期純利益		2,399
自己株式の処分		54
自己株式の取得		△7,500
配当金		△2,603
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	300	300
当期変動額合計	300	△7,351
当期末残高	1,739	18,316

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月15日

株式会社FOOD & LIFE COMPANIES
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　村　武　浩

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　慧　史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社FOOD & LIFE COMPANIESの2023年10月１日から2024年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社FOOD & LIFE COMPANIES及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月15日

株式会社FOOD ＆ LIFE COMPANIES
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　村　武　浩

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　慧　史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社FOOD ＆ LIFE COMPANIESの2023年10月１日から2024年９月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年10月１日から2024年９月30日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の内部統制部門と連携し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、重要な会議への出席とともに、子会社の取締役、監査役、使用人等と意思疎通及び情報の交換を図るほか、重要な子会社に赴いて業務の執行状況、財産の管理状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月18日

株式会社FOOD & LIFE COMPANIES　　監査等委員会

常勤監査等委員　納　塚　善　宏

監査等委員　平　　真　美

監査等委員　大　村　恵　実

（注）常勤監査等委員納塚善宏、監査等委員平真美及び監査等委員大村恵実は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

株主総会 会場： 大阪国際会議場（グランキューブ大阪）10階
大阪市北区中之島五丁目３番51号
https://www.gco.co.jp/

交 通

■京阪中之島線
中之島（大阪国際会議場）駅
(②番出口）すぐ

■JR東西線
新福島駅（②番出口）から
徒歩約12分

■JR大阪環状線
福島駅から徒歩約15分

■阪神本線
福島駅（③番出口）から
徒歩約12分

※当社専用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。